

河合町告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、下記のとおり道路の区域を決定し、その供用を開始する。

その関係図面は、河合町まちづくり推進部まちづくり推進課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月 1日

河合町長 岡井 康徳

1. 道路の種類 町道

2. 道路の区域

路線 番号	路線名	区間	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
02036	池部36号線	池部三丁目10番4先 池部三丁目8番1先	79.16	6.00
19003	西山台3号線	西山台524番17先 西山台520番6先	81.27	6.00

3. 供用開始年月日 告示の日